○農林水産省告示第八百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百九号（漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「第四号まで」を「第五号まで」に、「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

養殖施設の種類	分損特約の有無及び**塡**補方式			
	分損特約がある場合		分損特約がない場合	
	通常**塡**補方式	地震等限定**塡**補方式	通常**塡**補方式	地震等限定**塡**補方式
浮流し式養殖施設	五・二七％	〇・二四％	三・九六％	〇・二四％
はえ縄式養殖施設	三・一四	〇・二四	二・三六	〇・二四
くい打ち式養殖施設	三・一四	〇・二四	二・三六	〇・二四
いかだ	四・四四	〇・二四	三・三三	〇・二四
網いけす	〇・九九	〇・二四	〇・五一	〇・二四

第一号の表備考ロ中「通常てん補方式」を「通常**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ハ中「地震等限定てん補方式」を「地震等限定**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考チを同表備考リとし、同表備考ト中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改め、同表備考トを同表備考チとし、同表備考へ中「第十九条第三号」を「第十九条第四号」に改め、同表備考中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ　「くい打ち式養殖施設」とは、令第十九条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。

第二号中「第十九条第五号」を「第十九条第六号」に、「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分			分損特約の有無及び**塡**補方式	
			分損特約がある場合	
			各網についての全損契約を締結する場合	
			通常**塡**補方式	地震等限定**塡**補方式
一月から七月まで			〇・五〇％	〇・〇三％
北海道さけます定置網			一・四〇	〇・〇三
八月			二・七〇	〇・〇三
九月から十二月まで			一・七〇	〇・〇三
小型定置網	一月から七月まで及び十一月		〇・六六	〇・〇三
	八月から十月まで及び十二月		一・一七	〇・〇三
大型定置網	一月から七月まで及び十一月		〇・三九	〇・〇三
	八月から十月まで及び十二月		一・〇四	〇・〇三
	九月から十二月まで		三・二〇	〇・〇三
小型定置網	一月から七月まで及び十一月		〇・六〇	〇・〇三
	八月から十月まで及び十二月		一・〇〇	〇・〇三
大型定置網	一月から七月まで及び十一月		〇・三九	〇・〇三
	八月から十月まで及び十二月		一・一七	〇・〇三
	九月から十二月まで		三・二〇	〇・〇三
小型定置網	一月から七月まで及び十一月		〇・六六	〇・〇三
	八月から十月まで及び十二月		一・六〇	〇・〇三

第二号の表備考イ中「第七十九条第五号」を「第七十九条第六号」に改め、同表備考ホ中「五等級と」を「、五等級と」に、「次の表の上欄」を「同欄」に、「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「**塡**補方式が地震等限定**塡**補方式」に改める。

第三号中「第十九条第六号」を「第十九条第七号」に、「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、同号の表中「及びてん補方式」を「及び**塡**補方式」に、「通常てん補方式」を「通常**塡**補方式」に、「地震等限定てん補方式」を「地震等限定**塡**補方式」に、「〇・〇一」を「〇・〇二」に改め、同表備考イ中「五等級と」を「、五等級と」に、「次の表の上欄」を「同欄」に、「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「**塡**補方式が地震等限定**塡**補方式」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十一条第一号の規定に基づき、昭和六十三年十月一日農林水産省告示第千五百七十一号（漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づき漁業共済組合連合会の特定養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表中

「令第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	八五・〇
令第十八条の四に規定する特定かき養殖業」	八五・〇

を

「令第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	八五・〇
令第十八条の四に規定する特定かき養殖業	八五・〇
令第十八条の四に規定するくるまえび養殖業	八五・〇
令第十八条の四に規定するうに養殖業	八五・〇
令第十八条の四に規定するほや養殖業	八五・〇

」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。